



技能労務職員の給与等の見直しについて

平成20年3月策
令和 7年4月更

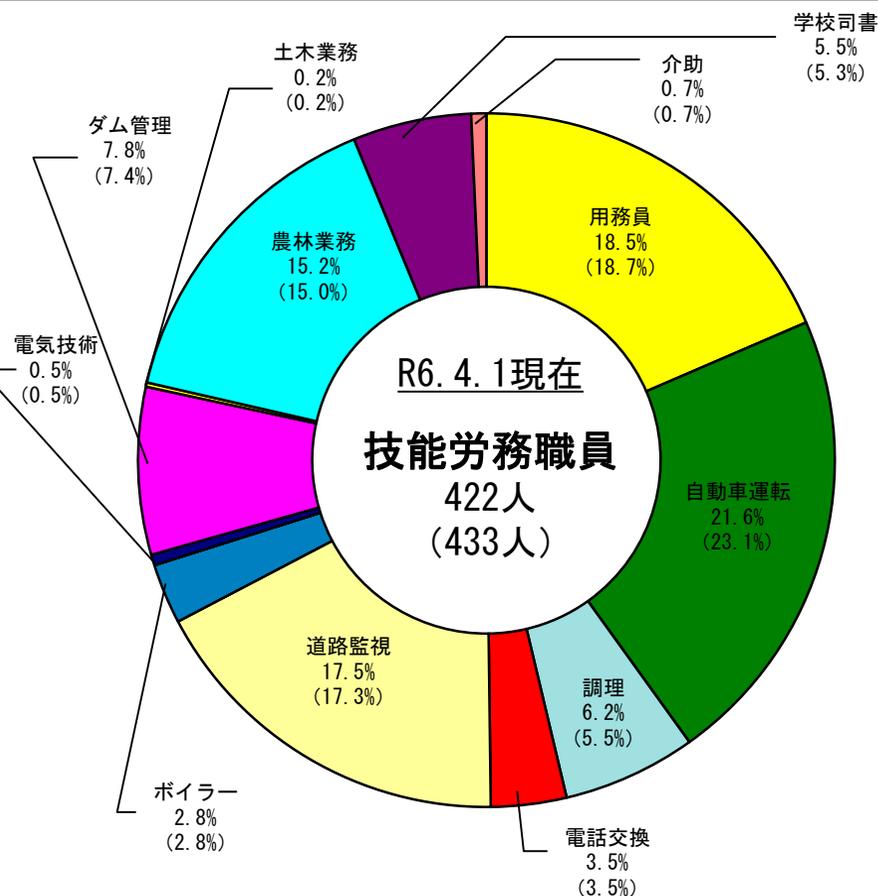
山

形

定
新
県

1 技能労務職員の現状

本県の技能労務職員は、道路監視や自動車運転業務、農林分野の研究補助業務、学校の用務員・学校司書など、多岐にわたる業務に従事



業務区分	業務の概要
用務員	学校内外の環境整備、設備の補修・管理
自動車運転	職員が出張する際の公用車の運転、公用車の整備・管理
調理	福祉施設・病院における給食調理
電話交換	代表電話の電話交換・案内
道路監視	県管理道路のパトロール、維持・修繕(路面清掃、応急措置、除草、樹木伐採等)
ボイラー	ボイラー設備の運転、維持管理、巡回保守点検
電気技術	電気設備の運転、維持管理、巡回保守点検
ダム管理	県営ダムの管理(ゲート操作、下流域パトロール)
土木業務	港湾施設における環境整備、機械・設備の管理
農林業務	農業関係試験場における栽培管理・ほ場管理(施肥、防除、水やり、剪定、収穫等)
学校司書	県立学校図書館における司書
介助	特別支援学校における障がいのある児童・生徒の介助
守衛	県立病院における構内の巡視、夜間・休日の窓口業務
クリーニング	県立病院におけるシーツ等のクリーニング

※知事部局、教育委員会、警察本部の状況である。

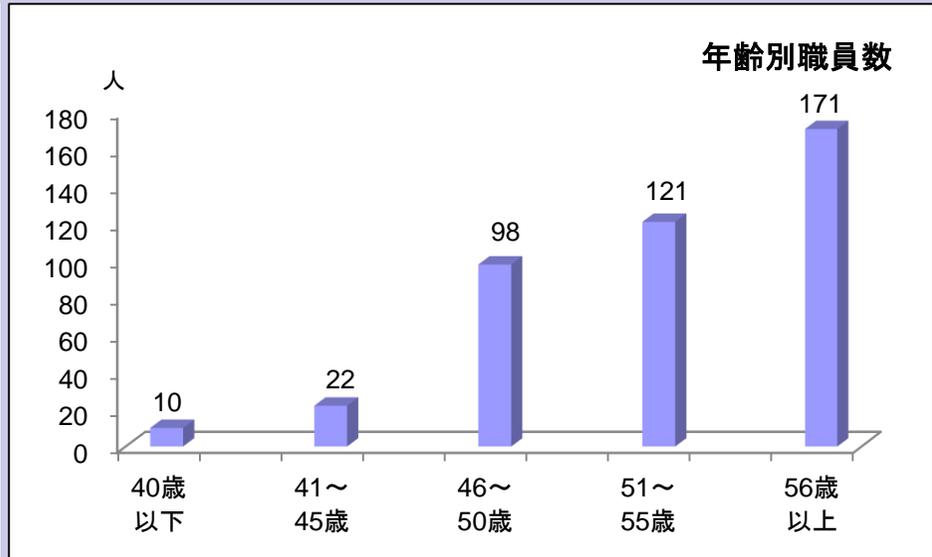
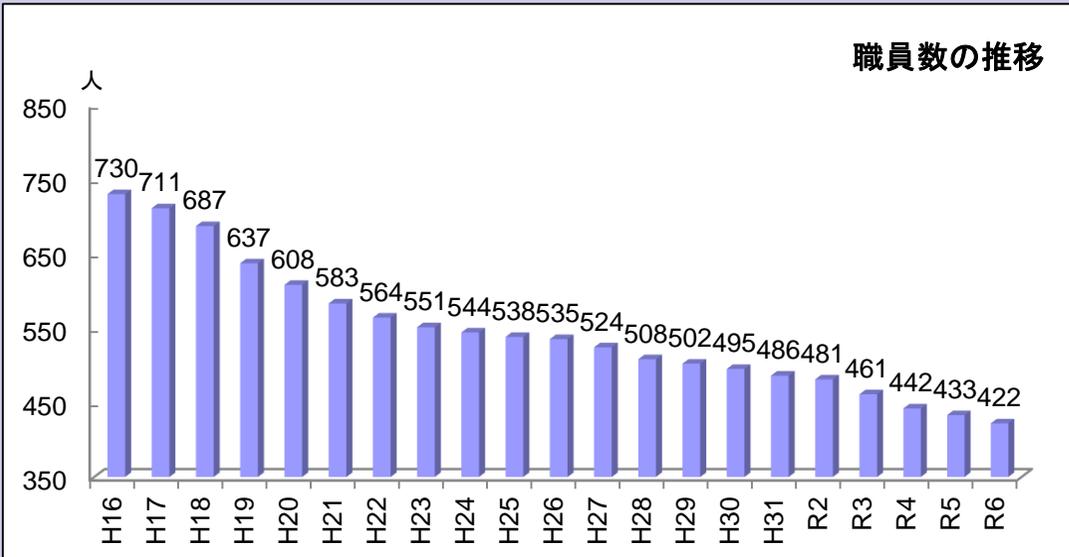
※公営企業会計である病院事業局の技能労務職員については、上記の業務区分以外に「守衛」及び「クリーニング」がある。

※平成22年4月1日から職種区分の大括り化(職種統合)を行っているが、業務区分により記載している。

※()内の計数は令和5年4月1日現在



- ・業務の見直しと退職不補充により着実に職員数は減少
- ・職員の年齢別の構成は、50歳台の職員が多い状況



※各年4月1日の職員数であり、再任用職員を含み、企業局及び病院事業局の技能労務職員を除く。

年齢別構成

年齢年	40歳以下	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳以上	総計
職員数(計)	10	22	98	121	171	422
自動車運転		1	19	28	43	91
用務員	2	2	16	16	42	78
農林業務	6	3	15	24	16	64
道路監視		7	10	22	35	74
調理	1	2	11	4	8	26
その他	1	7	27	27	27	89

※令和6年4月1日現在の年齢別構成(企業局及び病院事業局の技能労務職員を除く。)

2 技能労務職員の給与の現状

給与制度の概要

令和7年4月1日現在の制度

- ①給料表 技能労務職給料表(4級制)
 ②期末・勤勉手当 年間4.60月(一般行政職と同様)
 ③諸手当 通勤手当や扶養手当など一般行政職と同様
 ④特殊勤務手当 2手当(道路上作業手当・種雄牛馬豚取扱作業手当)

	1級	2級	3級	4級	小計
職員数(人)	8	44	322	48	422
割合(%)	1.9	10.4	76.3	11.4	100.0
上位級への格付け	—	採用後概ね9年以上	採用後概ね17年以上	技能労務職員を指揮監督する職への登用による	

※職員数及び割合は令和6年4月1日現在(再任用職員を含む。)

技能労務職員の給与水準は、統計の制約等から単純比較はできないが民間の類似職種の給与を上回る状況

【民間類似職種との平均給与の比較】

区分	山形県				民間			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
技能労務職員	53.8 歳	422 人	332,100 円	369,700 円	—	—	—	—
うち用務員	54.9 歳	78 人	322,000 円	352,700 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.4
うち自動車運転	54.9 歳	91 人	335,500 円	374,500 円	乗用自動車運転者	61.2 歳	240,600 円	1.6
うちその他	52.9 歳	253 人	334,000 円	373,200 円	—	—	—	—

(注)公表されている民間の計数については、調査対象数が少ないことや、雇用形態の異なる者が調査対象に含まれているなどの統計の制約等がある。

※ 山形県の計数は令和6年4月1日現在

※ 民間は、賃金基本統計調査(厚生労働省)において公表されている計数を使用(非正社員を含み、令和3年～令和5年の3カ年平均)

3 今後における技能労務職員の給与等の見直し

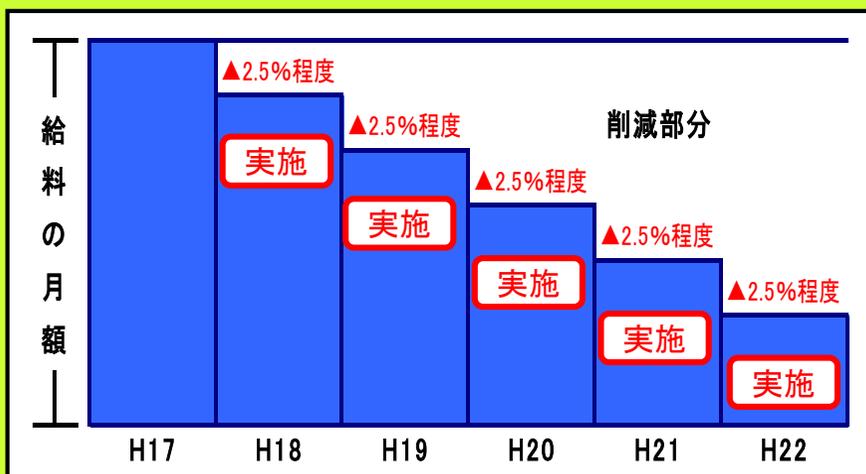
(1) 給与見直しの具体的取組み

地域給の導入による給与構造の見直しに伴う職員全体の給与の見直し(平均▲4.8%)に加え、技能労務職員については、給与水準の更なる引下げ(平均▲7%)を行ったところ。(H18～)

今後は、他の都道府県においても更なる見直しが進められていることなどを踏まえ、現在の給与水準や、地域民間給与との比較についても、様々な角度から分析・検証を実施していく。

〔給料〕

これまで技能労務職員独自の給与の見直し(平均▲7%/毎年度▲2.5%程度)を行い、給与水準の引下げを着実に実施。



〔諸手当等〕

給料の調整額及び特殊勤務手当について、社会情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた必要な見直しを実施。

- ◇ 給料の調整額
こども医療療育センター、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園及び朝日学園に勤務する技能労務職員に対する給料の調整額
→ H27.10.1 廃止
- ◇ 特殊勤務手当
 - ・大型特殊自動車運転作業手当 → H21.4.1 廃止
 - ・牛の削蹄作業手当 → H21.4.1 廃止
 - ・夜間看護手当 → H21.4.1 廃止
 - ・公共土木応急作業手当 → H21.4.1 廃止

など

このほか、一般行政職員と同様に、人事委員会勧告等も踏まえ、諸手当等の見直しに取り組む。

(2) 業務の見直しと職員数の削減に向けた取組み

○これまでの取組み

技能労務職員については退職不補充としている中で、円滑な業務執行体制を確保していくとともに、事務職・技術職との一体的な業務執行体制を構築していくため、技能労務職員の職種区分を下記のとおり大括り化。(H22～)

【職種区分の大括り化 12職種を5職種に統合(知事部局)】



※ 教育委員会等においても、知事部局に準じ、職種区分の大括り化を実施(H22～)

○今後の取組み

県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しながら、現業業務及びその執行体制のあり方について検討し、検討期間中は基本的には技能労務職員の退職不補充を継続する。

参考 企業局及び病院事業局の技能労務職員（公営企業会計分）

現状

○民間類似職種との平均給与の比較

区 分	山 形 県（企業局・病院事業局）				民 間			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C
技能労務職員	54.1 歳	85 人	333,200 円	387,300 円	—	—	—	—
うち調理師	52.9 歳	43 人	335,900 円	393,900 円	飲食物調理従事者	45.9 歳	222,800 円	1.8
うち自動車運転	53.7 歳	10 人	339,800 円	378,000 円	乗用自動車運転者	61.2 歳	240,600 円	1.6
うち守衛	53.1 歳	5 人	356,800 円	447,400 円	警備員	50.1 歳	233,000 円	1.9
うちその他	56.5 歳	27 人	322,100 円	369,100 円	—	—	—	—

（注）公表されている民間の計数については、調査対象数が少ないことや、雇用形態の異なる者が調査対象に含まれているなどの統計の計数の制約等がある。

※ 山形県の計数は令和6年4月1日現在

※ 民間は、賃金基本統計調査（厚生労働省）において公表されている計数を使用（非正社員を含み、令和3年～令和5年の3カ年平均）

○職員数の内訳

年齢年	40歳以下	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳以上	総計
職員数（計）	1	3	23	21	37	85
調理師	1	3	13	10	16	43
自動車運転	0	0	3	4	3	10
守衛	0	0	2	2	1	5
その他	0	0	5	5	17	27

※令和6年4月1日現在の年齢別構成

給与等の見直し

○給与の見直しの具体的取組み

- ・給料の月額について、知事部局等の技能労務職員同様、平成18年度から平成22年度まで毎年度2.5%程度削減することで、給与水準を引下げ。
- ・今後は、知事部局等の技能労務職員同様、見直し以降の給与水準や民間給与との比較等について、分析・検証を実施。
- ・特殊勤務手当等について、知事部局等の技能労務職員同様、社会情勢の変化等を勘案し、廃止を含めた必要な見直しに取り組む。

○業務の見直しと職員数削減に向けた取組み

- ・知事部局等の技能労務職員同様、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しながら、現業業務及びその執行体制のあり方について検討し、検討期間中は技能労務職員の退職不補充を継続する（H22～知事部局等に準じ、職種区分の大括り化を実施）。